

函館市消防総合訓練センター管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市消防総合訓練センター（以下「訓練センター」という。）の有効かつ適切な活用を図るため、管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 訓練センターの管理運営は、警防課長が行うものとする。

- 2 警防課長は、訓練センターの適正な管理運営に努めなければならない。
- 3 警防課長は、訓練センターの管理運営の一部を北消防署長に委任することができる。

(使用区分)

第3条 訓練センター各施設の使用区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 屋外訓練場
- (2) 訓練塔（主塔）
- (3) 補助訓練塔（副塔）
- (4) 放水訓練用フェンス
- (5) 防火水槽
- (6) 地上式消火栓
- (7) 地下式消火栓
- (8) 研修室，休憩室，洗面所等

(訓練センターの使用)

第4条 訓練センターの使用については次のとおりとする。

- (1) 消防署長は、消防総合訓練センターを使用する日時について、事前に警防課長に連絡するものとする。
- (2) 消防署長は、使用予定に変更が生じたときは、速やかに警防課長に連絡するものとする。
- (3) 警防課長は各消防署の使用予定を取りまとめ、各消防署長ならびに指令1課長，指令2課長および副センター長

(以下「指令課長等」という。)に通知するものとし、予定に変更が生じたときも同様とする。

- 2 前項に定めるもののほか、消防団、婦人防火クラブ等の使用については、担当する課長、署長があらかじめ消防総合訓練センター使用申請書(別記第1号様式)を警防課長に提出し、承認を得るものとする。

(安全管理)

第5条 訓練の実施に当たっては、訓練時安全管理要綱(平成18年8月1日施行)に定める事項を遵守し、事故の防止に万全を期するものとする。

(警備体制の確保)

第6条 訓練センターに出向するときの警備は次のとおりとする。

- (1) 消防署長は、所属車両が訓練センターに出向するときは指令課長等に通知するものとする。
- (2) 指令課長等は、車両の運用状況を掌握し、警備体制の確保に努めるものとする。

(遵守事項)

第7条 訓練センターを使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 共通事項

ア 使用開始および終了時には、桔梗出張所長または警防課救助係長に報告すること。

イ 使用資機材の準備と収納は使用者が行うこと。

ウ 施設および使用資機材は粗暴に取り扱わないこと。

エ 施設および使用資機材を破損させたとき、またはその故障を発見したときは、速やかに桔梗出張所長または警防課救助係長を通じ警防課長に連絡すること。

オ ミーティング、休憩等は、原則として研修室または休憩室で行い、使用後は、整理整とんに努めること。

カ その他訓練センターの秩序および美観の保持に努めること。

(2) 放水関係

ア 耐熱・耐煙訓練室での放水は，原則として行わないこと。

イ 監視室への屋外からの直接放水，各訓練室の窓ガラスおよび照明設備等への直接棒状注水は，行わないこと。

ウ 隣接する土地，建物等に放水の影響がないように注意すること。

エ 桔梗出張所または整備工場に放水が及ぶおそれがある場合は，事前に許可を得ること。

オ 地上式消火栓，地下式消火栓，防火水槽を使用したときは，事後の点検を行うこと。

(設備，訓練項目等)

第8条 各施設の構造，設備および主な訓練項目等は別表のとおりとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附 則

この要綱は，平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は，令和元年10月1日から施行する。

別表（第8条関係）

施設・設備・訓練項目等

1 施設

(1) 訓練塔（主塔）

鉄骨鉄筋コンクリート造 地上8階 塔屋1階

建築面積 129.20 m²

延べ面積 499.20 m²

高さ 32.50 m

(2) 補助訓練塔（副塔）

鉄骨造 地上4階

建築面積 73.77 m²

延べ面積 193.49 m²

高さ 12.20 m

(3) 放水訓練用フェンス

鉄筋コンクリート造

4.0 m × 2.3 m × 4.5 m

(4) 防火水槽

鉄筋コンクリート造 容量40 m³

(5) 地上式消火栓

配管径 200 mm

(6) 地下式消火栓

配管径 200 mm

(7) 研修室，休憩室，洗面所等

2 設備

(1) 連結送水管

ア 主塔

乾式1系統

送水口 双口，壁埋め込み型

放水口 単口，2～8階（階段室）および屋上

イ 副塔

乾式1系統

送水口 双口，壁埋め込み型

放水口 単口， 2 ～ 4 階

(2) スプリンクラー設備

乾式 1 系統

送水口 連結送水管と兼用

スプリンクラーヘッド 開放型 1 階

(3) 水損防止訓練用配管（主塔， 5， 6 階）

(4) 安全ネット

(5) 放送設備（主塔 監視室）

(6) 受令機（主塔 監視室）

(7) インターホン（主塔）

3 資機材

(1) チルホール

(2) 張力計

(3) 救助訓練用人形

(4) 発煙器

(5) 小型動力消防ポンプ

(6) ロープ，カラビナ

4 訓練項目

(1) 屋外訓練場

ア 水利部署訓練

イ 送水訓練

ウ ホース延長訓練

エ 各種放水訓練

オ 機関運用訓練

カ 水防訓練

キ 規律訓練

ク その他の訓練

(2) 訓練塔（主塔）

区 分	訓 練 項 目
1 階 (耐熱耐煙訓練室)	耐熱耐煙訓練， 検索救助訓練 送排風訓練， そう内救助訓練

2 階 (共同住宅等訓練室)	はしご架設訓練，進入脱出訓練 放水訓練，検索救出訓練 水損防止訓練，排煙訓練
3 階 (縦穴救助訓練室)	立て坑救助訓練，はしご架設訓練 進入脱出訓練，救出訓練 放水訓練
4 階 (渡過訓練室)	ロープ展張訓練，架設進入訓練 渡過訓練，救出訓練
5 階 (水損防止訓練室)	水損防止訓練，放水訓練 架設進入訓練，進入脱出訓練
6・7 階 (高所放水訓練室)	架設進入訓練，救出訓練 放水訓練
8 階 (高所降下訓練室)	高所降下訓練，放水訓練 架設進入訓練，救出訓練
屋 上	架設進入訓練，救出訓練
各 階	ホース延長訓練，資機材搬送訓練 資機材取扱訓練

(3) 訓練塔（副塔）

区 分	訓 練 項 目
1 階	放水訓練
2 階	はしご架設訓練，放水訓練， 救出訓練
3 階	はしご架設訓練，放水訓練 高所降下訓練，引揚救助訓練 救出訓練
4 階	高所降下訓練，放水訓練 救出訓練

屋 上	ロープ展張訓練，渡過訓練 放水訓練，救出訓練
各 階	ホース延長訓練，資機材搬送訓練 資機材取扱訓練

別記第1号様式（第4条関係）

消防総合訓練センター使用申請書

年 月 日

警 防 課 長 様

所属
申請者 職
氏名

次のとおり使用したいので申請します。

使用目的	
使用日時	年 月 日（曜日） 時 分～ 時 分
団体名等	
責任者氏名	電話（ ）
訓練内容	
使用施設	<input type="checkbox"/> 屋外訓練場 <input type="checkbox"/> 訓練塔(主塔) <input type="checkbox"/> 補助訓練塔(副塔) <input type="checkbox"/> 放水訓練用フェンス <input type="checkbox"/> 防火水槽 <input type="checkbox"/> 地上式消火栓 <input type="checkbox"/> 地下式消火栓 <input type="checkbox"/> 研修室等 <input type="checkbox"/> その他()
使用資機材	
指導者氏名	
備考	

消防総合訓練センター配置図

